

## 管理組合役員選出細則

設定 昭和 60 年 5 月 19 日  
最終改正 令和 4 年 5 月 15 日

(総則)

第 1 条 この細則は、規約第 32 条(役員を選任)及び第 34 条(役員の任期)を補則する。

(理事の選出)

第 2 条 理事は、原則として各棟から 1 名以上の立候補制とし、各棟から複数の立候補者があるときは総会による無記名投票により選出する。

- 2 立候補者がいない場合は、各棟内での相談により各棟 1 名を内定し、理事会の推薦により選出する。この場合、役員経験者は各棟内におけるすべての組合員が役員を経験するまで、その棟における役員就任方を免れることができる。

(理事の任期)

第 3 条 前期理事の留任は本人の希望のある場合を除き行わない。

(監事の選出)

第 4 条 監事は、原則として立候補制とし、2 名以上の立候補者があるときは総会で無記名投票により 2 名を選出する。

- 2 立候補者がいない場合は、理事会の推薦又は留任者を除く理事の抽選により選出する。

(監事の任期)

第 5 条 監事の任期は原則として 1 年とする。

(雑則外事項)

第 6 条 疑義を生じた場合は、理事会の決定に従う。